

軽度者に対する福祉用具貸与に伴う例外給付について

1 用語について

用語	説明
軽度者	要支援1・2及び要介護1の者。自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く）については、要介護2及び要介護3の者を含む。
対象外種目	原則として、要支援1・2、要介護1の者は給付の対象外となる種目
	①車いす、②車いす付属品、③特殊寝台、④特殊寝台付属品、⑤床ずれ防止用具 ⑥体位変換器、⑦認知症老人徘徊感知機器、⑧移動用リフト（つり具の部分除く）
	原則として、要支援1・2、要介護1から3の者は給付の対象外となる種目
	⑨自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）
厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等 平成27年厚生労働省告示第94号第31号のイ（別表参照） ※介護予防福祉用具貸与においては、同告示第88号において準用する第31号のイ

2 福祉用具貸与の原則

軽度者に係る福祉用具貸与については、その状態像から見て使用が想定しにくい車いす等「対象外種目」は、原則として保険給付の対象外です。

ただし、「厚生労働大臣が定める者のイ」（別表参照）で定める状態像に該当する者については、軽度者であっても保険給付の対象とすることができます。（例外給付）

3 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付について

軽度者に対して対象外種目を貸与する場合は、次の(1)から(3)により「厚生労働大臣が定める者のイ」に該当するかどうかを確認し、保険給付の対象となるかを判断します。

(1) 介護支援専門員等が、原則として基本調査の結果を用いて確認

まずは、別表で定める「厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果」を、直近の認定調査により確認し、要否を判断します。

(2) 対応する基本調査の確認項目がない場合の確認

別表で定める「厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果」のうち、アの(二)及びオの(三)については、該当する基本調査結果がないため、主治医から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な人が参加するサービス担当者会議を通じた適切なケアマネジメントにより介護支援専門員等が要否を判断します。

(3) 基本調査の結果のみでは例外給付の対象とならない場合（市の確認が必要な場合）

要介護認定・要支援認定の基本調査結果では例外給付の対象とならない場合でも、次のア、イの要件を全て満たす場合、市が書面等により確認することで、保険給付の対象となります。

ア 次の(i)～(iii)までのいずれかに該当する旨を医師が医学的な所見に基づき判断している。

イ サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより必要と判断している。

(i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に厚生労働大臣が定める者のイに該当する者

(例 パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象)

(ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに厚生労働大臣が定める者のイに該当するに至ることが確実に見込まれる者

(例 がん末期の急速な状態悪化)

(iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から厚生労働大臣が定める者のイに該当すると判断できる者

(例 喘息発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)

4 3の(3)に該当する場合の軽度者に対する福祉用具貸与の手続きについて

(1) 届出書の提出について

介護支援専門員等は「軽度者に係る福祉用具貸与届出書（別紙様式）」に居宅サービス計画書（第1表、第2表、第4表）を添付して市へ提出してください。

(2) 市の確認について

市は、次のア、イの確認を行い、書類・手続き等に問題がなければ、届出を受理します。

ア 医師の医学的な所見については、上記枠内の(i)から(iii)までのいずれかに該当すること。

※「主治医意見書」、「医師の診断書等」、「居宅サービス計画に聴取した医師からの所見を記載したもの」のいずれかで医師の所見が確認できること。

イ サービス担当者会議の記録等に「開催日」「出席者」「福祉用具貸与の例外給付についての検討内容」が記載されていること。

(3) 留意事項

例外給付の有効期間は、福祉用具貸与の利用開始日から認定の有効期間の満了日までとする。

なお、この有効期間にかかわらず、当該貸与の必要性については随時見直しを行うこと。

市の確認を受けた届出書は、対象者の居宅サービス計画等とあわせて保管すること。

5 軽度者に対する福祉用具貸与に関する判断手順 フローチャート

要支援1・2又は要介護1の方である。
(自動排泄処理装置は要介護2・3の方も含む)

給付可 ← YES
別表「厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果」に該当する。
市への確認手続きは不要

NO

種目が「車いす及び車いす付属品」
または「移動用リフト（つり具の部分を除く。）」である。

NO

YES

給付可 ← YES
市への確認手続きは不要

「車いす及び車いす付属品」の場合
「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」である。

移動用リフト（つり具の部分を除く）の場合
「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」である。

NO

次のアとイの要件を満たし、これらについて市に確認を受けている。

ア 医学的な所見に基づき、(i) から (iii) までのいずれかに該当すると判断された。
イ サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与の例外給付が必要と判断された。

- (i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に厚生労働大臣が定める者のイに該当する者
(例 パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象)
- (ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに厚生労働大臣が定める者のイに該当するに至ることが確実に見込まれる者
(例 がん末期の急速な状態悪化)
- (iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から厚生労働大臣が定める者のイに該当すると判断できる者
(例 喘息発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)

YES

NO

給付可 市への確認手続きが必要
届出書と居宅サービス計画書（第1表、第2表、第4表）
を市へ提出してください。

給付不可